

## 飛鳥井雅章と鍋島直能―「道」の相伝と和歌―

日 高 愛 子

### 一 はじめに

言の葉のほひもそひて咲つゝく花にうれしき岡野べのやど  
右の歌は、小城市立歴史資料館蔵『岡花二十首和歌』における、肥前小城藩第二代藩主、鍋島直能（初名、直宗。一六二二—一六八九）の詠歌である。言うまでもなく、「言の葉」には和歌の意が込められており、満開の桜花の如く朽ちることのない華やかな歌の道と、そこからもたらされる直能の榮譽を謳ったもので、悦びに満ち溢れている。

同時代の和歌のなかにも、「言の葉」と「花」を詠むものは少なくない。例えば、『岡花二十首和歌』にも名を列ねる日野弘資や、後水尾院より古今伝受を授かったことで知られる岩倉具起などは次のような歌を詠んでいる。

言の葉の花に匂ひて散りうせぬ種も千とせの秋のしら菊

（『新明題和歌集』卷三・秋・二五七〇・日野弘資）

ちちの秋もあかぬ心を種として菊や言葉の花に咲くらん

（同・秋・二五七一・岩倉具起）

無論、直能の桜の詠歌と秋菊を詠む弘資らの歌とは直ちに比較できるものではないが、こうした同時代の詠草と並べてみても、「言の葉の…」の歌に込められた直能の和歌に対する思いや、直能周辺の華やかな文化のあり様が感じられる。

ここに垣間見える如く、直能が和歌や書などの諸芸に長じていたこと、加えてその環境となった鍋島家周辺の人々の姿については、既に井上敏幸氏が細部にわたって明らかにしておられる<sup>注2</sup>。本稿も、井上氏の学恩に負うところが大きい。

直能が堂上歌人として著名な飛鳥井雅章（一六一一—一六七九）に入門し、和歌の添削を受けていたことはよく知られている。坊城俊完（一六〇九—一六六二）女伊賀子（長寿院。良純法親王の姫君）が直能の後室であり、雅章女が坊城俊完の息子俊広の妻であることから、両者が姻戚関係にあったことも、夙に指摘される<sup>注3</sup>ところである。先に示した『岡花二十首和歌』は、延宝三年（一六七五）、直能五十四歳のときに、後水尾院や後西院、道寛法親王のほか、雅章や俊広など公家達の詠草を蒐集したものが、ここでも雅章が大きな働きをしたとみられている。姻戚関係で繋がりがながら、堂上と地下として師弟関係にもあった雅章と直能との実際的な交流はどのような

なものであったのだろうか。

堂上において雅章は後水尾院の歌道伝受によつて歌壇での地位を一層高め、歌道の相伝を通して院周辺の人々との関係を深めていった。更に、雅章が武家伝奏でもあったこと、歌会作法を徳川家ゆかりの東福門院（後水尾院后）や後水尾院の息子尊光法親王（三代將軍徳川家光の猶子となり、知門院に入室）に相伝していることなどから、そうした歌道相伝の舞台裏に徳川家の影響が少なからずあったことも推察される。このような堂上での動きが地下である直能との関係に与えた影響も少なからう。また、雅章を語るうえで、蹴鞠も切り離せない。和歌のみならず蹴鞠を通して両者の間にどのような交流が行われたのか、和歌と蹴鞠の双方から考える必要もある。

本稿では、和歌と蹴鞠の両道により堂上での地位を確立していった雅章が、地下の直能に如何なる役割を果たしたのか探るべく、『直能公年譜』の記事に基づきながら、両者の交流の模様を改めて検証し、江戸前期における堂上と地下との関わり方について考えてみたい。

## 二 歌道相伝をめぐる交流と古典享受のあり方

直能が雅章へ歌道の入門を果たし、詠法の相伝を受けたのは、十八歳の頃であった。『直能公御年譜』寛永十八年（一六三九）四月十九日条には次のようにある（かな表記にするなど、私に適宜改めた）。

直能公は兼て和歌の道御心懸、飛鳥井大納言雅章卿へ御入門、歌道の秘事、詠方の口決等、連々御相伝被成候。

六月

鍋島飛驒守様

但し、残念なことに、『直能公御年譜』にはこれ以後、右のような添削のやり取りを明確に示す記事は見つけられない。一方で、直能が自詠の和歌を雅章に送る様子が度々記録されている。以下、それらの記事について掲出し、詠歌も含めて見ていきたい。

明暦二年（一六五六）八月、直能三十五歳の時、参勤交代で江戸へ向かう道中に京都に立ち寄り、雅章と面会し、和歌を送っている。

これも又かの子まだらの色と見る都のふじの峰の白雲

此詠は矢橋の舟の中にて、折ふしをよみ出したる也。たゞにはと飛鳥井重相へ見せ侍りしかば、感にたえて珍重此一首也と返し返されし也。しかるを書とめて置かぬほいなき無念也とて、跡をたづね大坂まで事付けてくれよとありし故、染禿筆のほせ侍りし也。

明暦二年八月十六日 御白筆の御控有。

矢橋は、八橋ともいい、近江八景の一つ、琵琶湖の南東岸にあり、大津まで行き来する渡船場があった。その船中にて詠じた歌を雅章へ見せたところ「珍重」との褒め言葉をもらったが故に、大阪にて改めてしたためたという。

さて、その和歌を見るに、明らかに『伊勢物語』第九段の「時知らぬ山は富士の嶺いつとてか鹿の子まだらに雪の降るらむ」を踏まえている。矢橋という地名から『伊勢物語』の「三河国、八橋とい

このとき、雅章は二十九歳。「歌道の秘事」「詠方の口決」がどのようなものであったかは具体的に知れないが、佐賀大学小城鍋島文庫に飛鳥井雅康（宋世。一四三六一一五〇九）著「和歌功能」や「飛鳥井家の説」などを記した潮信編「千種」が直能旧蔵として残されていることは留意される。殊に「和歌功能」は比較的広く流布した飛鳥井家の歌会作法書である。このような作法書の類は、既に中世から武家に対する相伝によく使用されており、雅章が旧例に倣つて直能に相伝したことも容易に想像される。加えて、小城鍋島文庫本は「蹴鞠道口伝之条々」や「可用意事」「由緒詞」が付されるなど、伝本のなかでも充実した内容を有していることも興味深い。

雅章が歌会作法書を相伝した例としては、後水尾院の息尊光法親王へ調進された「飛鳥井家懐紙之法」があるが、尊光法親王がこれを受けたのは十九歳であった。また、雅章の息雅豊が歌会作法や詠法について「和歌樵談」に集めたのは十六歳のことである。尤も、雅豊はこの年父雅章が死去したことで後継として早期にこうした作法書を継ぎざるを得なかったということも考えられるのだが、ともかくも、作法や詠法の相伝は概ね十代後半に行われるものとして定着していたようである。

以前より歌道に執心していた直能も、十八歳という適齢を迎えたことで、雅章から詠法等の実践的な知識に関して本格的に教わるに至ったのである。二ヶ月後には、雅章から詠草の添削を受けている。

先日給候御詠一卷、令一覽之間、進入申候。何も尤に存候。無隔心所存之趣、書付懸御目候。高免々々。

飛鳥井中納言

ふ所にいたりぬ」を想起し、参勤交代の旅路を業平の東下りに准えたのであろう。「富士の山を見れば、五月のつごもりに、雪いと白うふれり」という『伊勢物語』の景色を八月に置き換え、下の句を「都のふじの峰の白雲」としている。

無論、業平の東下りに旅情を重ねることは、紀行文を始めよく見られる常套的表現でもあり、さして珍しいものではない。雅章も寛文十六年三月頃の旅路で、次のような歌を詠んでいる。

宇津の山を行に花のさかりなれば業平の朝臣のふることを、  
おもひいで、

葛紅葉いかで及ばん春は又はなを分行うつの山越

（大阪府立大学図書館蔵「雅章卿御詠」五六四、古典文庫）

雅章の歌も、「宇津の山にいたりて、わが入らむとする道は、いと暗う細きに、つたかへでは茂り、もの心ほそく、すゞるなるめを見ることと思ふに、修行者あひたり」という『伊勢物語』東下りの一節を踏まえていることは明らかで、「つたかへでは茂り」とする『伊勢物語』の宇津の山道を「はなを分行」と転じているのだが、こうした雅章の詠じ方が直能の詠作に影響を与えた可能性は十分に考え得る。また、右のような和歌表現のなかに直能の古典への造詣を看ることもできるだろう。

直能は翌三年八月十五日にも、明石の浦の船上にて月を眺め、和歌を三首詠じている。

浦月

明石がた浦風清く雲晴て磯辺の浪に月ぞくだる  
須磨あかし幾秋かけて海士人は浪の千里の月や見るらん  
心なき蟹も今宵は舟とめて最中の秋の月や見るらん

追って十八日、雅章から直能のもとに、次のような返翰が届いている。  
い。

就江戸御参勤、今日伏見へ御着之由、目出度存候。海上御隙人候て急御通候由、此度は不得御意一入御残多存候、云々。

尚以去十五日には明石にて月を御覧候由、御浦山敷存候。御詠定て可有之と存候。重て可承候。以上。

八月十八日 雅章

鍋島加賀守殿

「重て可承候」には直能の詠草を添削する意があるか。ここでの直能の和歌を見てみると、『源氏物語』の影響を当然認めざるを得ない。『源氏物語』須磨・明石巻に描かれる光源氏の愁情と明石浦から眺める月のもたらす印象的な物語世界は、言わずもがな後世の和歌にも多大な影響を与えてきた。同時代のものを例に挙げるならば、後水尾院も、

須磨明石すむらん影もみるめなき我身を裏の浪の上の月

〔後水尾院御集〕二二四一・海辺月

み雅章へ見せる様が確認できるが、そこには雅章による影響が色濃くあったものと思われるのである。

このような雅章を介した直能の古典享受の一端を伝える記事が『直能公御年譜』にみられる。既に指摘されるところではあるが、改めて確認しておきたい。

直能公御能書にて筆道御相伝被成、又、兼々飛鳥井様御手跡御習ひ被成、甚御上達に付、彼御方より源氏物語の内巻巻、御写し被進度御懇望に付、先達て帯木の巻一帖、御書写被入御覧候故、御賞美之御書御到来。

源氏帯木の巻、染賢毫給候。扱々見事さ驚愚眼存候。家之重宝と存事候。

五月廿七日 雅章

鍋島加賀守殿

飛鳥井家は歌・鞠両道のほかに、飛鳥井流（栄雅流）などで知られるように書道においても流派を成しており、雅章もこれを能くしていた。その雅章の手跡を手本として直能は書に磨きをかけ、上達した既に、雅章の懇望を受けて『源氏物語』帯木巻一帖を書写、贈呈している。

当時、このように公家から武家に対して『源氏物語』の書写の所望が度々なされていたことは、次のような記述からも知ることができ。

源氏物がたり、武家のめん／＼に所望し給ひしに、堀美作

といった歌を詠じている。光源氏の流離譚を自らの羈旅に重ねた直能の歌もこのような古典享受のうえに成り立っているといえる。また、寛文五年（一六六五）五月、直能四十四歳の折には、雅章が勅使として江戸へ参じた帰途に、次のようなやり取りが見られる。

雅章卿東部よりのほられしに、戸塚といふ所までいひをくりける。

このたびはさこそ心につもるらし此も五月の雪のふじの根  
雅章卿返し

ふることを思ひ出つ、むかひ見ん五月の空の雪のふじのね

この贈答は、『飛鳥井雅章集』にも次のように見られる。

鍋島加賀守直能のもとより送られ侍りし

今度はさこそ、ろにつもるらしころもさ月の雪のふじのね  
返し

ふることをおもひ出つ、むかひみん五月の空の雪のふじのね  
〔雅章卿御詠〕二二三四・二二三五、古典文庫

直能が雅章へ送った歌には「五月の雪のふじの根」が詠まれ、先の歌と同様、『伊勢物語』の東下りが念頭にあることは明白である。一方の雅章の返歌には、「ふることをおもひ出つ」とある。『雅章卿御詠』の宇津の山の詠歌に「業平の朝臣のふることをおもひいで」とあったのと同じ発想である。『直能公御年譜』からは、直能が『源氏物語』や『伊勢物語』の表現世界を意識して和歌に取り込

守親昌一巻かきて、「老のなみ見るめたゞよふなぎさにはか  
くもかひなきもくづなりけり」とよみてせへられる、か  
へし

老のなみ立かへるかとき水くきのあとときよげなるわかのうらかぜ  
〔宮城県立図書館伊達文庫蔵「飛鳥井雅章詠歌集」一五四、  
古典文庫〕

雅章が「わかのうちかぜ」と詠むように、『源氏物語』の書写は歌道教育の一環としても機能していたのであろう。直能の帯木巻の書写も同様の目的を有していたと考えられる。とはいえ、直能の筆には雅章も目を見張るものがあつたらしい。実際、小城鍋島文庫に現存する直能自筆を見るに、公家の如く流麗で美しい。『源氏物語』書写の記録からは、直能の古典享受が垣間見えると同時に、単なる玩びではなく諸芸を極めようとする彼の才を窺知できる。

### 三 古今伝受の位置付け

しかし、このような雅章と直能の歌道を通じた交流がありながらも、雅章が直能に対して古今伝受を行うことはなかった。『直能公御年譜』寛文元年（一六六二）二月二日条には、

二月、直能公、兼て歌道御執心之末、北野の能貨より古今集御  
伝授相済候。右、能貨と申は能円が次男也。……

とあり、京都北野天満宮の能貨より古今伝受が行われたことが知ら

れる。直能は満四十歳であった。一方、このとき、雅章は五十一歳。既に明暦三年二月に四十七歳で後水尾院から古今伝受を受けていたが、この頃の雅章は、後水尾院による和歌稽古会（万治御点）に参加するなど、院による歌道教育のメンバーに加わっている最中であつた。

他方、肥前佐賀藩二代藩主である鍋島光茂（一六三二—一七〇〇）は、寛文十一年（一六七二）十月十八日に雅章より三部抄伝受を受けている。次に示したのは、その際の和歌である。

同 十月十八日 大津にて松平丹後守光茂朝臣に三部抄を

伝授之時

けふぞ此山口しるく分そめぬ末もたどらし言のはの道

返事

たのもしき言はの色の山口もみぢ<sup>直能</sup>しるく匂ふ夕ぐれ

雅章は、寛文元年五月に後水尾院より『百人一首』の講釈を受けた後、翌二年には和歌稽古会を終了、同三年四月に『源氏物語』の語注釈を受けたところで、院主催の歌道教育を一通り終えた。光茂の雅章への古今伝受の懇願は、『北野拾遺』所収の北野天満宮への祈願文によると万治二年のことであつたが、その後光茂が満四十歳を迎えた頃には、雅章も後水尾院の歌道全般に亘る教育を終えていたが故に、懇願通り古今伝受の前段階として三部抄伝受を授かることが叶つたのであろう。

直能が雅章に古今伝受を授からなかつた主たる理由には、直能らにとつては何より満四十歳で古今伝受（或いは古今伝受の一階梯にや糸紐の着用が入門階級に許可されるものであることが確認できる。更にこの翌月、直能は雅章から重ねて蹴鞠の免状を与えられている。

板物上

右免之候。可有着用者也。重ねて免状可進候也。

同年

五月朔日 雅章

鍋島飛騨守殿

一方、この翌日に雅章は徳川家光から蹴鞠道の印券を発行されている。勿論、寛永年間には既に雅章は堂上において蹴鞠会にも参会しており、直能に対して免状を授けられる程度には十分あつたと思われる。但し、雅章が蹴鞠を通じて直能とその周辺との関わりを密にしたのは、正保三年（一六四六）に蹴鞠書を送つたあたりからであらう。

正保三年（一六四六）十月六日には、雅章から直能のもとに次のような書翰が届いている。

先日は預御使札候へども、其節息少将遠行仕候て取紛、御報延引申候。心中御推量可被成候。扱、内々御約束申入候鞠書、何角、令遅引到、今度進候。御隠密に被成可被下候。能々被逐一見、可有御工夫候。将亦まり装束之事、神そ如在無御座候。委細重て可得貴意候。書中不能詳候。恐々謹言。

正保丙戌

十月六日 飛鳥井宰相 雅章

あたる伝受）を受けることに重きがなされていたこと、時期的に雅章が伝授できる立場に成り得ていなかったなどが考えられる。

#### 四 蹴鞠の相伝

このような歌道の相伝をめぐる繋がりとともに今一つ欠けてはならないのが蹴鞠である。寛永十六年四月十九日、直能十八歳のとき、雅章は歌道の相伝と併せて直能へ蹴鞠入門の免状を与えている。

絹戻上并糸紐

紫下濃葛袴

鴨沓錦革

右免之候。可有着用者也。重ねて免状可進候也。

寛永十六年

卯月十九日 雅章

鍋島飛騨守殿

これが雅章の直能へ最初に与えた蹴鞠入門の免状である。絹戻とは絹糸で目を粗く織つたもの、鴨沓とは蹴鞠に用いる革沓のことである。この入門で、直能は絹戻の水干と紫下濃の葛袴、錦革の鴨沓の着用を免ぜられている。蹴鞠免状に記載される装束の色目は、入門から段階を踏むごとに次第に変化していく。雅章が直能とほぼ同時期に豊後杵築藩主松平直次に宛てた蹴鞠免状を見てみると、寛永十九年三月三日の入門時に、「紫下濃葛袴・鴨沓有紋紫革着用許可免状」<sup>注11</sup>「紋紗上・糸紐着用許可免状」が与えられており、紫下濃の葛袴

鍋島飛騨守様

「御約束申入候鞠書」とあり、延引していた約束を果たすため、この日雅章より直能へ蹴鞠書が送られたことがわかる。だが、現在のところ、小城鍋島文庫に蹴鞠書の類は見出せず、雅章相伝の蹴鞠書がどのようなものであつたかは明らかでない。

更にその十年後、明暦二年（一六五六）五月二日には、次のような取りが見られる。

如芳意日は首尾能御暇被下、御気色愈以宜御座候通被仰聞、天下之大悦不可過之奉存候。就中、内々御約束被人意候蹴鞠口伝之義、今晚、前約仕候客来候間、如何と存候。明晩も定て見廻之衆繁多にて、可有之候間、頓て御上京にて、拙子所へ御尋所希候。鞠装束・免状ども見せ給候。無比類存候。御執心之段、尤に存候。鶴上は於鞠道、子細規模之義にて御座候へ共、紀伊守殿以来、異于他事候間、御着用尤存候。珍重々々。尚期面上心事可申述候。謹言。

飛鳥井大納言 雅章

五月二日

鍋島加賀守殿

以前より約束しながら機を得ず「蹴鞠口伝之義」の相伝が遅延していることを詫びる内容で、先の「蹴鞠書」の相伝から十年経て「蹴鞠口伝」が伝えられたことがわかる。これらの文面から察するに、直能の蹴鞠への執心よりは歌道のそれに勝るとも劣らず、雅章から

の蹴鞠書や口伝の相伝を切に待ち望んでいた模様である。  
当時、地下にとつて蹴鞠とはどのような意味を持つものであったのだろうか。『直能公御年譜付録』（餘編）の蹴鞠に係る記述を次に参照してみたい（□は判読不明箇所）。

蹴鞠の芸は、月堂様（小城初代元茂）已來、直能公にも御執心深く、飛鳥井家に御懇望有。其妙術、御鍛錬被成候。世人は其甚深の意味有て兵道に通ずる訳を不知して、只公家の慰み、風流の戯れ事とのみ□へるは、大なる心得違ひ成べし。

元茂・直能親子にとつて蹴鞠は武道に通ずる重要な術であったことが改めてわかる。右の記述はこの後、中国における鞠の起りりと日本において猿を蹴鞠の守護神とする由来を記し、「其後、飛鳥井雅經卿・難波頼輔朝臣両派を始む、今に至て鞠の御家と唱ふ」といい、「其後普く世に流布し、公家武家共に道を得たる人多くして、地下にも専ら遊ぶ事とは成にける」と述べる。そのうえで、蹴鞠は単なる遊芸ではなく、しきたりや神事としての意味合いなど多分に含まれることを重ねて述べ、

上み朝廷より地下の者たり共、和国の風俗にて教の存したる術なれば、旣之に右の主意を失はぬ事成べし。又、地下にて外郎流の曲鞠と云有。御家の流義を学ぶ輩は転業也とて不用之。

と記している。地下といえども飛鳥井家の流儀を正式に相伝された者だといふ彼らの自負を物語っているようである。

て認識されていたわけだが、その蹴鞠道は歌道と一体のものであった。すなわち、言い換えれば、歌道は武道にも通じ合うものなのである。井上氏は、

『葉隠』における武士道と歌道とが、その根底において通じ合っている一なるものであるという認識は、基本的に正しいといつてよいように思う。いな、『葉隠』全体を貫いている基本的な思想の一つが、歌道の思想であるといつた方がわかりやすいのかもしれない。

と述べ、『葉隠』の武士道精神は、歌道の精神そのものであるとさえいえる」ことを指摘しているが、直能や光茂に共通して見られるこのような精神性は、歌道と蹴鞠道を伝える雅章との関係によって大成されたといつても過言ではなからう。直能は、時期的事情もあり雅章から古今伝受こそ受けられなかったものの、歌道や蹴鞠道において雅章の門弟としての地位とともにその精神性を確立させたといえる。両道の相伝は共に、ある程度マニュアル化された段階的教養システムに基づいて行われるものではあったが、そこで伝えられる「道」の精神はなお重んぜられるべきものとして地下の人々の目に映っていたのである。

とりわけ、直能の場合、雅章の影響力は相当であったと思われる。雅章との和歌の贈答に見えた『伊勢物語』や『源氏物語』といった古典享受のあり方もその一つである。晩年になつても直能がそうした精神性を大切にしていたことは、次のような記事にも表れているであろう。

歌道の場合と同じく、蹴鞠道についても、入門後、作法などを纏めた書物の相伝や口伝を段階毎に授かることで、門弟としての立場を徐々に得られたのであろう。直能は、雅章より口伝を伝授された三年後の万治二年（一六五九）に、雅章から佐賀藩主光茂に蹴鞠装束の免状が与えられるよう、これを仲介している。

一筆令啓候。然は朽葉葛袴之事、今度松平丹後守殿被仰聞候間、免之候。可有受用候。此義条々、雖子細候達て承候間、如此候。尤規模珍重に候。猶期後音候。恐々謹言。

万治二年 雅章

六月廿六日

鍋島加賀守殿

万治二年といえ、光茂が雅章からの古今伝受を祈願した年である。雅章と光茂とを結び付けたのは、ほかでもない、雅章より歌・蹴鞠両道の相伝を受けながら門弟として確固たる地位を成した直能の働きかけがあつてこそだったのである。

## 五 結びにかえて

以上、『直能公御年譜』の記事を拾い上げながら、雅章と直能との歌道・蹴鞠道を通した関わり方について見てきた。このように見ると、歌道の相伝に併せて蹴鞠免状が相伝されていることから明らかのように、歌道と蹴鞠道とが相互に連動していることに今更ながら気付かされる。武家にとつて、蹴鞠道は武道に通じるものとし

一、岡山の西に廻り候御堀を牛津堀と号す。牛津の大夫にて御堀せ被成候、南の方に琵琶堀と号する有。びわの形に似たる故也。西岡の御泉水より御船に召、牛津堀より桜岡の桜の御間の御庭に御上り被成候。其御上り場石垣の切かき候処、御舟を付候処也。桜岡の御泉水には、八橋を駒手に懸渡し、燕子花御植させ、参風の風景を御写被成候。

（『直能公御年譜』貞享元年（一六八四）、直能六十三歳）

直能は雅章との和歌の贈答にも好んで用いた『伊勢物語』東下りの表現世界を自らの庭園（桜岡）に再現させたのである。『直能公御年譜』において雅章と直能の交流が最後に記録されるのも、この桜岡を舞台とする延宝三年に行われた『岡花』二十首和歌であった。

言の葉のほひもそひて咲つゝく花にうれしき岡野へのやど  
冒頭にも示した右の直能の歌に詠まれる「言の葉」には、歌道や蹴鞠道を通した雅章との繋がりがから後水尾院らの詠歌を仰ぐことができたという実際の栄誉だけではなく、雅章から受け継いだ道の精神も込められていたと考えられるのである。

注1 白石良夫・青木歳幸編『小城藩和歌』直能公自筆「岡花二十首和歌」の里帰り」（佐賀大学地域学歴史文化センター、二〇一三年一月）図録、及び資料翻刻による。

注2 井上敏幸「元禄文化と『葉隠』——武士道と歌道——」（『葉隠研究』第一四十九号、二〇〇三年三月）、同「直能の和歌」（注1「論考篇」）。

注3 日下幸男「鍋島光茂の文事」（『国語と国文学』六十五巻十号、一九

- 八八年)、注2井上氏論文。
- 注4 拙稿「飛鳥井雅章の歌会作法書にみる御水尾院周辺」(『語文研究』百十七号、二〇一四年六月)。
- 注5 注1因録、一六頁。島津忠夫『島津忠夫著作集』付章二「小城鍋島文庫善本書目解題」四六八頁の解題に詳しい。
- 注6 注4拙稿。
- 注7 拙稿「飛鳥井雅豊『和歌樵談』と歌学継承」(『語文研究』百十五号、二〇一三年六月)。
- 注8 大阪女子大学図書館旧蔵。
- 注9 注2井上氏論文を参照。
- 注10 光茂の歌道と古今伝受に至る経緯については、注3日下氏論文、井上敏幸「元禄文化と『葉隠』—武士道と歌道・統一」(『葉隠研究』第五十二号、二〇〇四年三月)に詳しい。
- 注11 安田晃子「豊後国における蹴鞠の展開—戦国期を中心として—」(『大分県立先哲史料館研究紀要』四号、一九九九年三月)、稲垣弘明「中世蹴鞠史の研究—鞠会を中心に—」(思文閣出版、二〇〇八年)二六〇頁。
- 注12 注10井上氏論文。

## 〔付記〕

本稿は、小城文庫本十帖源氏研究会(於佐賀大学)における発表をもとに纏めたものである。ご教示くださった先生方に心よりお礼申し上げます。

(本学講師)